



## 鳥取県告示第二百八十八号

測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、広島郵政局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年六月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 一 作業種類 通信地図修正測量

二 作業期間 昭和四十一年六月 六日から

昭和四十一年六月十六日まで

## 三 作業地域 倉吉市巖城、下田中、米田、円谷

気高郡育谷町

西伯郡大山町大字赤松、鉛戸、今在家、佐摩、宮内、平、

名和町大字加茂

東伯郡赤崎町

名 称 所 在 地	診 施 施 病 科 名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採用点数表
木下産婦人科医院 米子市角筈町二丁目	産科、婦人科	木下 千城	昭和四十一年五月 十四日	乙斐点数表
松井医院八郷分院 西伯郡岸本町番原六五七 日吉津村日吉津八八九の四	内科、外科、小児科	松井 功	"	"
勝部診療所 氣高郡吉谷町紙屋六一四の一	内科、整形外科、放射線科	鶴田 喬男	二十日	"
中野医院 東伯郡東伯町保	内科、皮膚科	中野 治	二十三日	"
辻谷医院 米子市辻町二丁目一一八の三	外科、皮膚科、肛門科、胃腸科	辻谷 賢三	"	"
名島外科医院 倉吉市東岩倉町二二三六	外科、皮膚科、泌尿器科、肛門科	名島 俊一	二十五日	"
湖山歯科医院 氣高郡氣高町勝見七四	歯科	湖山 弘行	一日	歯科点数表
倉繁歯科診療所 倉吉市大谷八八三の一	歯科	倉繁潔之助	十四日	"
角尾薬局 鳥取市賀麻町一〇四七	角尾 静恵	角尾 静恵	二十五日	"
鳥取県告示第二百八十六号				
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二				
指 定 年 月 日 昭和四十一年五月十七日	名 称 所 在 地	昭和四十一年六月三日		
四田医院八郷分院 西伯郡岸本町番原六五七番地の一	山掛内科医院 米子市西福原西原堂	四田 喜一		
鳥取県告示第二百八十七号				
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二				
辞 退 年 月 日 昭和四十一年四月三十日	指 定 医 療 機 関 の 名 称 所 在 地	昭和四十一年六月三日		
	岸本町国民健康保険岸本町診療所 西伯郡岸本町番原六五七番地の一	山掛 俊春		
(昭和二十六年厚生省令第二十六号) 第二十六条の規定により告示する。				
昭和四十一年六月三日	鳥取県知事 石 破 二 朗			